

## 教育職員の勤務時間の上限についての方針（素案）

令和元年 月 日  
奈良県教育委員会

### 1 趣旨

本県の公立学校教育職員の長時間勤務が深刻な状態にあることは、平成28年度の実態調査以降明らかになっており、教育職員の健康に害を及ぼすだけでなく、日々の教育活動の質にも関わる重大な問題となっている。この改善については、教育委員会や校長が主体的にこれまでの学校の「常識」を見直し、学校業務を所定の勤務時間中に終わらせることのできる業務へ変革するとともに、教育職員自身の意識改革を進める必要がある。そのために、まずは長時間勤務の上限を定め、勤務時間を適正に管理することが急務である。

本県においても、平成31年1月に文部科学省が示した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」の趣旨に基づいて、教育職員の勤務時間の上限についての方針を定める。

### 2 対象者

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」という。）第2条に規定する義務教育諸学校等の教育職員のうち県立学校に勤務する教育職員を対象とする。

なお、給特法の対象となっていない事務職員、学校栄養職員等については、法定労働時間を超えて勤務させる場合には、いわゆる「36協定」を締結する中で働き方改革推進法に定める時間外労働の規制が適用されるものである。

### 3 本方針における「勤務時間」の考え方

- (1) 「超勤4項目」以外の自主的・自発的な勤務も含め、外形的に把握することができる在校時間を対象とすることを基本とする（所定の勤務時間外に自発的に行う自己研鑽の時間その他業務外の時間については、自己申告に基づき除く）。
- (2) 校外での勤務についても、職務として行う研修や生徒の引率等の職務に従事している時間について外形的に把握し、これらを合わせて「在校等時間」として本方針の「勤務時間」とする（休憩時間を除く）。土日や祝日などの業務も、校務として従事している時間については「在校等時間」に含む。

### 4 上限の目安時間

- (1) 超過勤務（条例等で定められた勤務時間を超えた在校等時間）の上限を月45時間、年間で360時間以内とすること。
- (2) 通常予見することができない一時的又は突発的な事情による特例があったとしても年に6月以内の範囲でしか(1)の上限を超えないようにすること。この場合であっても月100時間未満とし、年間720時間以内とすること。併せて、連続する複数月（2か月、3か月、4か月、5か月、6か月）の平均が80時間を超えないようにすること。

## 5 実効性の担保と留意事項

- (1) 実施に当たっては、ICTの活用やタイムカードにより、在校時間を客観的に計測し、校外の時間についても、できる限り客観的な方法により計測すること。
- (2) 教育委員会は月ごとに各学校の在校等時間を把握すること。
- (3) 教育職員の健康及び福祉を確保するため、超過した在校等時間が月80時間を超える教育職員から疲労の蓄積の申出があった場合には、医師による面接指導や健康診断を実施すること。また、本人からの申出がなくとも超過した在校等時間が月100時間以上又は複数月平均80時間を超えた場合には、医師による面接指導や健康診断を実施すること。
- (4) 上限の目安時間の遵守を形式的に行うことが目的化し、実際より短い虚偽の時間を記録に残したり、残させたりするようなことがあってはならないこと。さらに、上限の目安時間を守るためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加してしまうことは、本方針のそもそもの趣旨に反するものであり、厳に避けること。
- (5) 教育委員会は長時間勤務の削減方法として、具体的な業務改善の取組目標を示した「学校における業務改善プラン」を示し、将来にわたって持続可能な学校指導・運営体制を構築するよう努めること。